平成２１年（フ）第１２１０号
福岡県春日市紅葉ヶ丘東７丁目200番地
債務者　末次　正昭
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２１１号
福岡県春日市紅葉ヶ丘東７丁目200番地
債務者　末次美代子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２２７号
福岡市博多区板付６丁目１番42―402号
債務者　古賀　浩一
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３４３号
福岡県筑紫野市大字筑紫29番地１
債務者　豊福　精基
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３４４号
福岡県筑紫野市大字筑紫29番地１
債務者　豊福　京子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３８２号
福岡県太宰府市白川19番２号
債務者　四本　卓哉
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３８３号
福岡市博多区板付３丁目22番106号
債務者　知識　繁美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３９０号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田910番地140
債務者　斉藤　清美
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４２２号
福岡市西区今宿駅前１丁目９番15号
債務者　島居美千代（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４２８号
福岡市西区野方５丁目９番８号
債務者　坂田　真悟
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４３２号
福岡市早良区原５丁目10番20―205号　スカイ原
債務者　小林志桜里こと　李　　京美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４４９号
福岡県福津市福間南２丁目11番19号コモンハイツ原町Ｃ号
債務者　岡野　哲也
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４７０号
福岡市中央区清川２丁目６番６―303号
債務者　山邊　竜馬
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５０２号
福岡市南区井尻２丁目35番11号
債務者　田中　静利
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５１１号
福岡市東区唐原４丁目６番36―401号
債務者　佐々木良弘
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５１２号
福岡県太宰府市梅香苑２丁目３番35号サンハイム梅香苑Ａ102号
債務者　佐々木智子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５１３号
福岡市南区皿山１丁目２番10号
債務者　早川　律子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５３０号
福岡市南区井尻１丁目10番14号
債務者　相良由佳里
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５４４号
福岡市博多区博多駅前１丁目23番10―501号
債務者　益永　孝子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部